

回 覧

令和5年4月5日

みなさまへ

浜松まつり組織委員会
浜松市暴力追放市民協力会
浜 松 中 央 警 察 署
浜 松 東 警 察 署
浜 松 西 警 察 署
細 江 警 察 署

「浜松まつりから暴力団を追放する運動」への協力をお願い

本年も、浜松市民の祭典「浜松まつり」の時期が近づいてまいりました。

長い伝統を誇る浜松まつりは、皆様のご努力により、今では全国有数のまつりにまで発展いたしました。

私たちは、この祭典において、暴力団関係者による不当行為が行われないう、関係諸団体のご協力のもと「浜松まつりから暴力団を追放する運動」を積極的に推進してまいりました。

平成23年8月1日に「静岡県暴力団排除条例」が施行され、祭礼等からの暴力団の排除が義務づけられるとともに、平成25年1月1日には「浜松市暴力団排除条例」が施行されたことから、浜松まつり組織委員会をはじめ、関係機関・団体が協力・連携して、対策を講じているところでございます。

皆様におかれましては、既にこの運動の趣旨にご理解をいただき、各種対策を講じられていることと存じますが、残念ながら数年前に、浜松まつり会場で数件の暴力行為がありました。市民の祭典としての「浜松まつり」をより楽しく、そして有意義なものとするために、当運動をより一層推進し、二度と暴力行為が起こらないよう、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎浜松まつりを明るく健全なまつりとするために

- ・まつりに暴力団員及び暴力団関係者を参加させない。
- ・暴力団から寄付等をうけない。
- ・トラブルの解決に暴力団を利用しない。
- ・暴力団ビル、暴力団事務所、暴力団員宅等への初練り、屋台披露はしない。
- ・入れ墨と見間違え練りシャツを着用しない。
- ・屋台引回し、練り、凧揚げ会場では、参加登録ワッペンを着けた正規の法被を着用するとともに、ワッペンの適正な管理を期する。

◎静岡県暴力団排除条例(抜粋)

第1条(目的)

この条例は、暴力団が県民生活及び県内の事業活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている本県の現状に鑑み、本県からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与等の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民等の安全かつ平穏な生活を確保し、及び本県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

第3条(基本理念)

暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が県民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、県民等、法第32条の3第1項の規定により公安委員会から静岡県暴力団追放運動推進センターとして指定を受けた者及び静岡県弁護士会により、相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

第5条(県民等の役割)

県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関し、暴力団及び暴力団員等を利することとなるこれらの者との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第22条(祭礼等からの暴力団の排除)

祭礼、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者又はその運営に携わる者は、当該祭礼等に関し、暴力団の活動を助長する行為又は暴力団員等若しくはその指定した者に対し、情を知って、露店を出させるなど、暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。

2 行事主催者等は、当該祭礼等からの暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、行事主催者等において前項の措置が講じられるよう、当該行事主催者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

◎浜松市暴力団排除条例(抜粋)

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市及び市民等の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 略

3 市民等は、基本理念にのっとり、相互の連携及び協力を図りながら安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

4 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は県その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

(暴力団の威力の利用の禁止)

第9条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員等の利用、自己が暴力団と関係があることを認識させることによる相手方の威圧その他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益の供与等の禁止)

第10条 市民等は、前条に規定する暴力団の威力の利用に関し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

「暴力を見たら受けたらすぐ110番」

・ 浜松中央警察署	053-475-0110
・ 浜松東警察署	460-0110
・ 浜松西警察署	484-0110
・ 細江警察署	522-0110